

第二章 トルコの選挙制度と政党

澤江 史子

1. トルコの政治体制における議会

(1) 建国後の政治体制略史

トルコ共和国は1923年10月に樹立が宣言されて以降、1924年3月にカリフ制を廃止し、大統領を国家元首とし、国民主権や世俗主義を柱とする国家建設が進められていった。世俗主義は、国家元首の正当性原理に留まらず、国民アイデンティティの脱宗教化や、教育や法体系の世俗化にまで及び、1937年には世俗主義条項が憲法に挿入された。体制の確立が急務であった建国初期には、多様な反体制・反政府勢力（多くは宗教勢力）の活動を封じ込め、特にタリーカを中心とした宗教組織を反体制勢力の温床として非合法化、弾圧する政策がとられた。

共和国建設のカリスマ的リーダーで初代大統領のムスタファ・ケマル（アタテュルク）は、敵対する軍幹部や政治家の粛正、アタテュルクらが事前に審査した候補者による間接選挙の実施などを通じて、トルコ大国民議会（以下、国会）の多数派工作や軍部の取り込みに成功し、政権基盤を確立した。一党体制を担ったのは、建国前夜に設立された人民党（Halk Firkasi, 以下、初出でトルコ語名が書かれていない政党については章末の「付録」を参照）から建国後間もなく名を変えた共和人民党であった。政党・結社の自由が大幅に制限された共和人民党支配体制は1945年まで続いたが、その間、野党結成が認められたことが二度あった。まず、共和国建国から間もない1924年に、自由主義経済や民主主義を唱え、アタテュルクの独裁傾向に反対する進歩主義共和党(Terakkiperver Cumhuriyet Firkasi)が、1930年に同様の主張を掲げる自由共和党(Servest Cumhuriyet Firkasi)が結成されたが、選挙で反体制勢力を糾合するところとなり、結成から短期間でそれぞれ非合法化と解散に追い込まれた。

第二次世界大戦以来、民主主義が国際的な政治スローガンとなる中で、トルコでは、体制の枠組みが確立された以上、抑圧的な一党制を続けることは弊害が大きいとする声が共和人民党内で高まり、1945年に複数政党制への移行が決定され、直接選挙が導入された。1946年に共和人民党から民主党が分裂し、政治や経済の自由化を標榜し、全国に支部を設立していった。宗教勢力も複数の政党を設立したが、特定地域に根ざした宗教組織や地縁・血縁・部族集団を基盤としていたため、全国的な支持獲得には至らず、主要政党として生き残れなかった。選挙による政権交代が実現したのは、民主党が勝利した1950年のことで

ある。選挙区の第1位政党が当該選挙区議席を独占するという選挙制度の下で、1950年代を通じて民主党は国会で圧倒的多数を維持した。民主党政権は、対共産圏包囲網の最前線として北大西洋条約機構（NATO）と欧州経済協力機構（後の経済開発協力機構、OECD）への加盟を果たし、アメリカからの軍事・経済援助を受けて農業や工業の近代化を進めていった。しかし、1950年代後半には貧富の格差が拡大し、経済不況にも見舞われると、民主党政権批判が高まった。政権維持のために民主党が、共和人民党の選挙活動を妨害し、政権批判を封じ込めるためにメディア全体への検閲体制を強めると、野党勢力のみならず、軍部の若手将校や学生らの間にも反政府運動が広がった。ついに、1960年5月に軍幹部が收拾に乗り出し、民主党幹部の逮捕と党の解散、国会の停止を宣言した。

1960年5月から1961年10月にかけて続いた軍事政権は、その後のトルコの政治に重要な影響をもたらした。まず、軍が「民主主義の回復」と「公正な選挙による早期民政移管」を掲げて介入し、それを実現したことで、「民主主義体制擁護の貢献者としての軍部」として軍部の政治介入を正当化するイデオロギーが定着するきっかけとなった¹。軍事政権である国家統一委員会は、内部に軍政の恒久化を唱える強硬派を抱えていたが、結果的には、国会第一党の権力濫用を防ぐ制度化（上院や憲法裁判所の設置）に力点を置き、政治結社や言論の自由にも言及する憲法を制定して、民政移管を実現した。その一方で、国会を監督するために新設された上院で、国家統一委員会（すなわち軍幹部）の委員全員が終身議員とされ、また、実際には1980年代まで軍出身者に引き継がれた大統領に一定数の上院議員を選任する権利が付与された。さらに、軍幹部が主導する国家安全保障会議が新設されたが、これは、政権に対して国家安全保障の問題で強制力のある意見を述べる機関として、事実上、軍部が政治に直接介入できる常設機関の設置を意味していた。国家安全保障会議は、国内の宗教的、民族的、イデオロギー的問題が体制の安全を脅かすと判断した場合には、一般に内政問題とみなされるものについても、政官に対して強い影響力を発揮した。

トルコの1960年代から70年代は、左翼の労働運動や学生運動と、それへの対抗勢力としてトルコ民族主義やイスラーム復興勢力がそれぞれ高揚し、大学構内や街中で抗争や衝突を繰り返すという不安定な時代であった。国会では、経済政策を巡って紛糾しては内閣が交替を繰り返していたが、1971年に、軍部が事態收拾のためには政権奪取もやむをえずとの書簡を政府に突きつけ、内閣総辞職と軍の後押しを受けた超党派内閣の承認を要求し、国会がそれを受け入れるという事態が発生した。そこでは、「アタテュルク主義に則り、（中略）強力で信頼できる政権が民主主義のルールに基づいて結成される必要がある」²と、建国のカリスマ的指導者の名を持ち出して、軍部の政治介入を正当化している。しかし、

1970年代にも各種イデオロギー運動はますます高揚し、1961年憲法下で導入された中選挙区比例代表選挙制があだとなって、国会は小党分立に陥り、またもや政権交代が繰り返されていた。1980年9月には再び軍部が政権奪取を宣言し、約3年もの間、軍政が施行された。クーデターを指導したケナン・エブレン国軍参謀総長は、「アタテュルク主義の代わりに、反動的〔宗教的〕、そしてその他の狂信的なイデオロギー思想を生みだし、(中略)最終的には国土の最も安全なところにいる同胞さえも攻撃と抑圧の対象とし、分裂と内戦状態に陥らせようとしている」として諸勢力を糾弾し、「民主体制の運営を阻害する要因を取り除くこと」を目指すものとして、クーデターの正当性を主張した³。このように、その時々体制に脅威を与えている勢力を「民主主義への障害」と糾弾し、民主主義擁護の名の下に軍の政治的プレゼンスが正当化された。

1982年に軍政下で新たに「憲法 (Anayasa)」(法令第2709号、1982年11月7日承認)が制定され、1983年には総選挙実施による民政移管が実現された。しかし、軍部の政治介入を可能にする憲法上の機関が再び設置され、1980年代を通じて軍部の政治的影響力は公然と発揮された。まず、1983年11月に総選挙が実施され、国会召集と首班指名が実現した同年12月までは、国家安全保障評議会が選挙への参加政党や各政党の候補者を事前に審査するという形で選挙過程に介入した。民政移管後は、大統領府評議会に改編された同組織が、以後6年にわたって、「憲法に規定された基本的人権や自由、世俗主義、アタテュルク改革の保全」などに関わる法律や、大統領により必要と認められた法律を審査する権利を与えられた(憲法暫定条項第2条)。1982年以降、大統領には国家安全保障評議会議長のエブレンが就任しており、7年の任期を約束されていた。さらに、1987年に憲法改正が国民投票で承認されるまで、1980年のクーデターにより公職追放された政治家たちの公職復帰は許されなかった。従って、1980年クーデターの制度的遺産が一応精算されたのは、1987年の国政選挙を以てといえる。その後、2002年2月末現在まで、何度かの条項改廃を経ながらも、1982年憲法がトルコの体制の枠組みを規定している。本章では、1982年憲法下でのトルコの選挙制度と政党について論じるが、より正確には、1987年の憲法改正以降の制度を対象としていることを注記しておく。

(2) 1982年憲法下での政治体制と国会の地位

現行憲法下では、国家元首は大統領である。大統領は国会議員である必要はなく、議員総数の5分の1以上の書面による推薦を以て立候補でき、国会議員の3分の2以上の多数(秘密投票)により、任期を7年(再選不可)として選出される(第101条)。大統領が議

員であった場合には、議員を辞職し、党派的に中立的立場をとることが求められている。1980年以前の国会の混乱を反省し、1982年憲法では国民主権を独占的に委任された国会に対する大統領の立場が強化されている（以下、第104条）。上院は廃止され、一院制の議院内閣制となったが、大統領は首相の任命権を持つ他、必要に応じて国会を召集し、国会の混乱に際しては解散総選挙を宣言する権利を付与された。また、国会が可決した法案を再審議を要求して国会に差し戻したり、再審議後にそのまま可決された法案を国民投票に付託したり、憲法違反の疑いがあると認めた法律や政令を憲法裁判所に審査させる権利も付与された。行政や司法に対しても、大統領は国家監督委員会委員や各種上級裁判所の幹部裁判官および検事の一部を選任する権限を有している。軍に対しては、統帥権を有し、参謀総長の任命と軍の出動命令権を持つが、有事の際には参謀総長が指揮を執ることが定められている（第122条）。以上のような大統領の権限がどれだけ実践されるかは、実際には個々の大統領がどのように行使するかにかかっており、その意味で、大統領の個性に大きく依存しているといえる。

ところで、1982年憲法でも、軍部の特権的立場は制度的に保証されている。まず何よりも、軍は他からの規律統制という点で、非常に自律性が高い。憲法上、参謀総長は大統領の任命によるが、実際には軍部内での人事を大統領が承認するのが慣例である。また、軍や軍人の関与する裁判は排他的に軍の内部機関である軍事法廷にて裁かれる（第145条）。1961年憲法下で設置された国家安全保障会議は1982年憲法下でも設置され（第118条）、軍幹部主導の下に、軍が体制の脅威とみなすあらゆる問題（安全保障から民族・宗教問題まで）について、政権に対して重大な影響力を行使している。たとえば、1995年総選挙の結果、親イスラーム政党の福祉党が国会で第一党となった際には、大統領に対して第二党の中道右派政党に首班指名をするよう圧力を与え、成功したとされている。1997年には福祉党が首班を務めた連立内閣を総辞職に追い込み、さらには憲法裁判所による福祉党解散判決への道をつけた。

このように、議会制民主主義に対する重大な留保は依然として否めず、以下の節でも見ていくように参政権や言論の自由などの面でも一定の制限はあるものの、1987年以降は、一応、かなり自由な選挙が実施されてきたと言うことはできる。

2. 選挙の種類と選挙制度

(1) 有権者台帳と選挙権

現行の選挙制度は、憲法第68条に準拠するものと規定された「選挙に関する基本的規則

および有権者台帳に関する法律（Seçmelerin Temel Hükümleri ve Seçmen Kütükleri Hakkında Kanunu）」（法令第298号、1961年4月26日承認、以下、選挙規則法と省略）を中核とし、その他各種選挙を規定する法律に依拠している。トルコでは、1930年代に女性の参政権が認められて以降、男女に1人1票の普通選挙と秘密投票が保証されている⁴。選挙権は全ての選挙に共通して規定されているが、現行制度では18歳以上の男女が選挙権を持つ⁵。ただし、兵役履行中の者、士官学校の学生、服役囚には選挙権は認められていない。また、禁治産者や、公務を禁じられている者は有権者とは認められていない。憲法第175条により投票は国民の義務とされ、投票不履行者に罰金を科すことが定められているが、厳格に適用されてはいない。

投票は有権者台帳に記載された情報に基づいて行使される。上記の選挙規則法（第33条～第36条）によれば、有権者台帳は、4年に1度、担当調査官が戸別訪問を行い、有権者の氏名、両親の名、生年月日、出生地、現住所を中心としたデータを収集し、各有権者に選挙人識別番号を交付して作成される。さらに、2年に1度、選挙権剥奪や再付与などの情報の更新がなされることになっている。しかし、実際には、5年に1度程度の頻度で実施されている国勢調査と兼ねて行われている。台帳には現住所が記載されることになっているが、投票を希望する選挙区は必ずしも実際に住んでいる場所である必要はなく、例えば進学、就職、単身赴任などの理由で出身地を離れている人が出身地を選挙区に指定することもできる。トルコでは郷里への愛着や家族・友人関係が非常に強く、選挙の行われる週末に郷里に投票を兼ねて里帰りする人も少なくないからである。次項に述べるように、選挙区の議席数は各選挙区の有権者人口の増減に比例させるために毎回変更される。そのため、有権者登録を出身地で行わせようと、地方の自治体が国勢調査の際にサービス・バスをイスタンブールやアンカラから走らせるというニュースも聞かれる。

選挙当日の投票では、同一人物の多重投票を阻止するため、有権者台帳を基にして、各投票所ごとの選挙人名簿が作成され、また、各有権者は投票所で投票を行ったことを示すしるしを指に塗られる。投票は、「はい」と書かれたスタンプを投票用紙指定箇所に押すことで行われる⁶。

以上、各選挙に共通の選挙権についてみてきたが、以下に、各選挙毎に異なる制度や被選挙権の規定について見ていく。

（2）国会議員選挙

憲法第67条および第76条から第79条に準拠して定められた「国会議員選挙法

(Milletvekili Seçimi Kanunu)」(法令第2839号、1983年6月10日承認) によれば、国会議員の任期は5年(戦争により選挙実施が困難な場合には選挙を1年間延期できる) である。解散総選挙を発動する権利は議会が有する他、すでに見たように、大統領も一定の条件下で権限を認められている。

国会定数は550議席で⁷、中選挙区拘束名簿式の比例代表制(ドント方式) により行われる(第2条、第3条)。議席数は、各県を1つの選挙区とすることを前提に、各県に最低1議席が保証された上で、当該選挙区の有権者数に比例して分配される(第4条)。ただし、議席定数が19から35までの県は県内を2つの、36以上の県は3つの選挙区に分割される。

1970年代の国会が小党分立で混乱したことを踏まえ、同様の事態を避けるために、1987年選挙の際に議席獲得のための足切り得票率が定められた。普通選挙においては得票率の全国平均が、補欠選挙においては選挙実施地域全体での得票率の平均が、それぞれ有効投票数の10%を越えない政党は議席を獲得できない(第33条)。

議席に空席が生じた場合には、任期期間中に1度のみ、普通選挙から30ヶ月を過ぎた後に補欠選挙が実施される。ただし、空席が定数の5%を超えた場合には国会の決定により3ヶ月以内に補欠選挙が実施される。補欠選挙は次期普通選挙予定時期まで1年未満の場合には実施されない(第7条)。

選挙権は、既に見た通りである。また、在欧移民などを中心とする国外居住者の投票を容易にするべく、在外公館などでの投票が1995年選挙以降可能となった。それ以前はトルコ国内の各地税関に投票所が設けられており、政党ごとに在外居住の支持者による投票ツアーを催すという現象も見られていた。被選挙権は国会議員の場合、満30歳以上のトルコ国民に付与されている(第10条)。ただし、小学校を卒業していない者、禁治産者、兵役義務不履行者、公務を禁じられている者、過失の罪以外で合計1年以上の実刑判決、あるいは期間に関係なく重禁獄(5年以上の懲役の場合は生涯にわたって、3年から5年以下の懲役の場合は服役期間と同じ期間、公職に就くことができない) に処せられた者、恩赦を受けた者のうち特定の罪で有罪であった者(これには政治思想犯や宗教・民族的要素の政治的利用により有罪となった者が含まれる) は、被選挙権を持たない(第11条)。さらに、上級公務員および軍人は、指定期間中に辞職しない限り立候補できない(第18条)。

(3) 地方選挙

地方行政の二面性⁸

地方選挙は憲法第127条に準拠して、「地方選挙ならびに町内自治会長および町内自治会

委員選挙に関する法律（Mahalli İdareler ile Mahalle Muhtarlıkları ve İhtiyar Heyetleri Seçimi Hakkında Kanun）」（法令第2972号、1984年1月18日承認、以下、地方選挙法と省略）により規定されている。しかし、選挙制度を見る前に、トルコの地方行政の特徴に簡単に触れておきたい。

トルコでは、地方行政は中央行政（genel yönetim）の下位単位としての地方組織と、地方自治行政（yerel yönetim）の単位としての地方自治体とが併置されている。中央行政の各下位単位は対応する各地方自治体を監督する任にあたり、内務省の管轄下におかれている。大まかに見ると、中央行政の地方機関は、県（il）、市（ilçe）、村（köy）に、地方自治体は、県特別行政体（İl Özel İdaresi）、自治体（belediye）、村（köy）に大別される。自治体には市自治体（ilçe belediyesi）と町自治体（belde belediyesi）の2種類ある。以下、本項中に限り、中央行政の地方機関としての市は「市」と表記することにする。

まず中央行政と地方行政の双方に関わっている県と村について述べておく。県では、国が任命する県知事（vali）と県知事が統括する県知事府（valilik）が任にあたるが、県知事は県特別行政体の首長をも兼任し、中央行政と地方自治の整合性を体現するものとされる。ちなみに、県の地方自治体としての性格は公選の県議会に由来する。次に、村は人口2000人以下の居住区とされ、「村落法（Köy Yasası）」（法令第442号、1924年3月19日承認）により規定される。村は公選の村長（muhtar）および村落自治会（ihtiyar meclisi）が、中央行政の地方機関の役割と地方自治体の両方を担うという特殊な地位を与えられている。村は予算案など行政の監督を県または「市」に仰ぐことになっている。

中央行政の地方機関である「市」には、やはり官選の市知事（kaymakam）が置かれ、市知事府（kaymakamlık）を通じて任にあたる。地理的、経済的、あるいは治安に関わる観点から、「市」の内部に、ブジャック（bucak）と呼ばれる下位単位（長は官選のbucak müdür）が設立された地域もあるが、近年は新設されておらず、「市」への編入などで減少傾向にある。

地方自治体に目を転ずると、市自治体と町自治体がそれぞれ公選の市長（ilçe belediye başkanı）と町長（belde belediye başkanı）ならびに公選の市議会と町議会が決定する政策を実施する。地理的な観点から整理すると、中央行政単位の「市」は、1つの市自治体といくつかの町自治体から構成されていると言える。また、市自治体は必ず市知事府の置かれた地域を含んでいる。

すでに1950年代末から進行していた都市化の結果、都市周辺地域にはスクォッター地区が広範に広がり、また、複数の行政区域にまたがって発展した大都市が出現しつつあった。

この状況に対応すべく、1984年に、「大都市自治体行政に関する法律と同等の効力を持つ政令を改正し承認する法律（Büyük Şehir Belediyelerinin Yönetimi Hakkında Kanun Hükmünde Kararnamenin Diğıştirmek Kabulü Hakkında Kanun）」（法令第3030号、1984年6月27日承認、以下、大都市自治体法と省略）が制定された。その結果、日本の政令指定都市に相応する大都市自治体（büyükşehir belediyesi）がイスタンブルやアンカラなど大都市で設置された。大都市自治体は、中央行政単位の「市」を1単位とする区自治体（トルコ語では市自治体と同じくilçe belediyesiであるが、煩雑さを避けるため、こう呼ぶことにする）と、「市」に含まれないが都市機能の一部をなしている周辺地域に設置された下位自治体（altı kademe belediyesi）から構成される。

地方自治体では、地方選挙法に準じて、各レベルの首長および議会とも任期を5年として、選挙が行われている。被選挙権は、当該選挙区に最低6ヶ月以上居住し、満25歳以上の者で、国会議員の被選挙権資格のうち年齢・居住条件以外を満たす者と規定されている（第9条）。

地方議会選挙

地方自治体の選挙区は、地方議会の場合、県特別行政区、大都市自治体の下位単位としての区自治体と下位自治体、市自治体、町自治体、および村の各レベルごとに実施される。大都市自治体に設置された大都市自治体議会は公選ではなく、区自治体議会と下位自治体議会に選出された議員からそれぞれ一定数の議員が選出されて構成される。

選挙の方式は、国会議員選挙と同様に中選挙区拘束名簿式比例代表制（ドント方式）であり、選挙人は「はい」と書かれたスタンプを投票用紙に押しつけて投票を行う。また、各選挙区での得票率が有効投票数の10%を越えない政党あるいは無所属候補は議員を選出できない。選挙区の議席定数も、有権者台帳の情報や自治体の新規設置や統廃合といった制度上の変化に応じて、選挙ごとに定められる。

村については、後で述べる地方自治体首長についても同様であるが、特定の政党から立候補することは禁じられており、基本的には政党の選挙戦とは無関係に選挙が戦われる。

地方自治体首長

地方自治体の首長が公選されるのは、大都市自治体、その下位単位としての区自治体と下位自治体、市自治体、町自治体、および村である。繰り返しになるが、県の首長は官選の県知事が兼任するため、選挙は行われない。

3. 政党

(1) 政党法

政党の設立や活動についての規定は、憲法第68条および第69条に準拠して、「政党法 (Siyasi Partiler Kanunu)」(法令第2820号、1983年4月24日承認)により定められている。そこでは、全ての政党は、内務省に届け出を出さねばならない他、党本部をアンカラに置くこと等が義務づけられている。党員資格は、満21歳以上で参政権を有する者と規定されているが(第11条) 裁判官、検察官、高等教育機関の教員、上級公務員、学生、軍人は党員になることを禁じられている。

党の活動資金は、国家割当金(国政選挙で全国平均7%以上の得票率を得た党のみに支給)の他、党員年会費、各種議員年会費、党関連商品収益(旗、バッジ等) 党出版物収益、党主催パーティー収益、党所有物からの収益、寄付などによることが規定されている(第61条)。

第1節において、トルコの体制が、世俗主義を中心とする特定の不可侵の原則に立脚し、軍部の政治的プレゼンスに支えられていることを述べたが、同様に、以下のような原則を遵守することが政党に対しても義務付けられている。

- ・国土の一体性の保全、世俗主義を遵守し、アタテュルクに敬意を示さねばならない。
- ・宗教・人種・言語的な差違に基づく分離独立主義や差別主義を標榜してはならない。

こうした規定は、思想活動の自由に抵触するものであるが、政党法第4条、第5条、さらには第78条から第87条にかけて、繰り返し規定されている。その他、同第96条には、共産主義、無政府主義、ファシスト、神権政治、国家社会主義、宗教・人種・宗派・地域の名称(あるいは主旨が同じもの)を党名に掲げた政党の結成は禁じられている。

政党法第98条から第103条では、政党が法律に違反したと共和国最高検事が判断した場合に、憲法裁判所で裁判が開かれ、解党の可否が決定されることが規定されている。一説には、1961年憲法により初めて設置された憲法裁判所が解党判決を下した政党は、2001年6月に解散判決を受けた親イスラームの美德党を含め、23にのぼるとい⁹。それらの中には、例えば、共産主義を奉じるトルコ労働者党や親クルドの人民の労働党などがある。また、軍政時に解党が命じられた政党や、結成が認められなかった政党を含めれば、その数はさらに膨れ上がることになる。その一方で、そのような法律の運用は弾力的で、その時々体制側の政治的判断に任されているといえる。最近では、1960年代の共産主義勢力の流れを汲む社会主義権力党(Sosyalist İktidar Partisi)が2001年11月にトルコ共産党(Türkiye Komünist Partisi)と改称したが、現在まで非合法化に向けた手続きは始められていない。

政党が選挙に参加するためには、投票日の6ヶ月前までに、全国の半数以上の県において各県内の3分の1以上の自治体に支部を開設した上に党大会を開催済みであるか、あるいは国会に会派を有していることが条件とされている（政党法第36条）。

（2）政党

トルコでは1999年選挙の時点で34の合法政党（うち20政党が選挙に参加）がある。イデオロギー的な傾向に分けてみると、トルコ民族主義、親イスラーム（あらゆる領域での宗教活動の自由の拡大と福祉重視）、中道右派（世俗体制維持下でのイスラームへの寛容と自由経済）、中道左派（世俗主義と「大きな政府」）、社会主義・共産主義、親クルド（クルド人の権利拡大）、親アレヴィ¹⁰、あるいはこれらの複数の傾向にまたがる政党に大別できる。主要な政党は、政党がクーデターにより解散されたり、体制原理に反するとして非合法化されるたびに、同一のリーダーシップのもとで新党を結成しつつ活動を継続してきており、多くは60年代かそれ以前まで遡ることができる（図1）。また、いずれのイデオロギーを掲げる政党においても、国会に議席をもつ主要政党となるためにはカリスマ的リーダーの存在は不可欠で、現在の主要政党でもそのようなリーダーが数十年も公式、非公式に君臨してきている。そのため、リーダーの交替（死亡、引退、政治活動の禁止などによる）は、党に致命的なダメージを与える。トルコの場合、興味深いことに、リーダーのカリスマ性は本人一代で失われてしまう。たとえ実子が適切な年齢であり、政治活動に積極的であったとしても、次期リーダーとして党を引き継いだり、自身が政党を結成して成功した例は主要政党の中にはない。また、次期リーダー候補が複数いる場合は、党内の権力争いに負けたリーダーが党を割って新党をつくるケースが多い。その結果、同一のイデオロギー的、政策的立場をとるにもかかわらず、協調路線をとれない政党が増えることになり、多党化や小党分立の傾向が促進される。トルコでは1970年代以降、議会内政党の多党化と少数分立による議会の混乱が頻発し、めまぐるしい政権交代を促してきたが、中道右派や中道左派勢力が優位を確立できず、政局が安定しない理由の一つには、こうした要因があると考えられる。

1987年から1995年選挙までの得票率を政党のイデオロギー的傾向に注目してみると、中道左派は25～30%程度、中道右派は約50%から30%へと減少傾向、親イスラーム政党が約10%から20%へと増加傾向を示している（表1）。最近の主要政党については、章末の付録および次節以降を参照されたい。

4．選挙

(1) 政党支持の地域的特性

トルコでは伝統的に投票行動における地域的特性が指摘されてきた。そこには、民族・宗派的要素や宗教的保守性が大きく影響していると考えられる。以下に、いくつかの地域について地域的な特徴を述べる。

まず、国土の西北部に位置し、イスタンブルを抱えるトラキア・マルマラ地方は、国内経済の中心地として比較的早くから都市化が進んだためか、他の地方に比べて世俗的傾向が強く、共和国の建国理念を掲げる中道左派政党の支持が圧倒的に強い。次に、イズミルやアンタリアなどの沿岸都市を擁し、毎夏、欧米からの観光客を大量に迎えているエーゲ海・地中海地方も、同様の理由から、国是としての世俗主義への支持が強く、中道左派政党が強い傾向にある。ただし、都市郊外や農村部では、体制に協調姿勢を見せながら勢力拡大を目指してきたイスラーム復興勢力のヌルジュやフェトフラーツチュが、モスク運営や教育支援活動を通じて広く浸透していると言われ、同勢力が支持する中道右派政党も伝統的に強い地域である。

首都アンカラの他、宗教都市とも言われるコンヤを含む内陸アナトリアと東部地域（黒海東部、東部アナトリア）は、一般的に宗教保守の傾向が強いことで知られるが、この地域の中小規模の商工業者の利害を代弁して支持基盤を獲得した親イスラーム政党が、中道右派政党とともに高い支持を集めてきた。また、シバスやトカット、カフラマンマラシュなど内陸アナトリアと東部アナトリアの境界地域は、アレヴィが多く住むといわれ、クルド地域の東部および南東アナトリアと接していることもあり、極右のトルコ民族主義が政治的に活性化しやすい地域だと言われる。トルコ民族主義勢力のなかには、世俗主義的で欧化主義的なトルコ民族アイデンティティを強調する公定のトルコ民族概念と通底する思想と、スンナ派ムスリムとしてのトルコ民族アイデンティティを強調する親イスラーム的な思想を掲げる2つの潮流があり、しかも、分裂することなく民族主義行動党に連なる政治潮流を支持してきた¹¹。これが可能であったのは、世俗化／スンナ派イスラームという相対立する要素で肉付けされた2つのトルコ民族概念が、トルコ民族至上主義という非常に求心力の強い中核要素に引きつけられ、結果として、異なるトルコ民族概念を包括するアメンバーのようなトルコ民族主義の運動の中に渾然一体となって息づいていたからだと思われる。さらに、オスマン帝国の縮小的解体後にやっとのことで勝ち取ったアナトリアの国土を外敵および内部の（潜在的・顕在的）叛乱分子から守ることに絶対的価値を置いている。そのため、国家主義的で抑圧的な体制を志向する。共産主義勢力やクルド民族に対

する排斥的態度はここに由来する。

トルコ民族主義者が、なぜアレヴィを問題とするのかを論理的に理解することは困難である。アレヴィは、一般にシーア派異端的な宗教儀礼や教義を持つとされるが、ムスリムだからである。しかし、1970年代や1990年代には、アレヴィの集住する地方都市やイスタンブール近郊のスクォッター地区でトルコ民族主義者やスンナ派イスラーム主義者の過激派の犯行と見られる襲撃事件や暴動の扇動事件が発生した。そもそも、アレヴィが男女の空間的隔離を礼拝所においてさえ行わず、楽器の伴奏付きで男女が共に踊りながらコーランなどを朗唱する儀礼のあり方を反イスラーム的とみなす傾向はスンナ派ムスリムの間に根強く、アレヴィは歴史的にスンナ派から迫害されてきたといわれる。アレヴィは、スンナ派ムスリムの国家や社会からの差別や抑圧を回避することを期待して、世俗主義改革を積極的に支持し、選挙では中道左派や共産主義政党を支持してきた¹²。その結果、熱心なスンナ派ムスリムの中にはアレヴィを「無神論者」と糾弾する者さえいる。スンナ派ムスリム的トルコ民族主義がアレヴィを蔑視する理由はここに明らかである。また、アレヴィには、自身をトルコ民族からもムスリムからも区別される独自の文化集団のようにみなす者もあるという。しかし、アレヴィは世俗主義体制下でむしろ体制に庇護されたおとなしいマイノリティとして自らを守ってきたのであり、ここに世俗的トルコ民族主義がアレヴィを排斥する理由を求めることは困難に思われる。この件については、アレヴィとトルコ民族主義の両勢力に関する実証研究による解明を待つしかない。しかし、これまでトルコ民族主義の世俗的思想潮流が重要視されてきたが、実は意外に、スンナ派ムスリム的要素が運動の中では重要だった（あるいは重要になってきた）ということかもしれない。

ところで、世俗的トルコ民族主義のトルコ民族概念は公定のトルコ民族概念と何ら矛盾するものではなく、むしろ、その類似性を通じて世俗主義の中道左派とも思想的なつながりをもっている。国家主義、国土の一体性の護持という点で体制擁護が優先される点でも両勢力は非常に近い。ただし、中道左派は、民族主義者行動党のようにトルコ民族の文化的（そして暗に人種的）優越や国内の「異分子」の排斥、国際的なトルコ民族の連帯を政策の根幹に据えていない点で、一応、民族主義者行動党からは区別される。また、政党支持態度においては、中道左派の支持基盤には、世俗主義と欧化主義を信奉し、トルコ民族主義を「ファシスト」の極右政党として極度に蔑むエリート層と、アレヴィがいるため、両党が同一の支持層を争う可能性は低い。

一方、親イスラーム政党の支持層に対してトルコ民族主義政党が食い込むことは、政治状況によっては可能である。そもそも中道右派勢力の一部を含むトルコの右派勢力が、1960

年代に対共産主義勢力として未分化なまま台頭し、1970年以降に、それぞれイスラーム復興勢力とトルコ民族主義勢力として袂を分かったという歴史的経緯があるからである。しかし、政治運動としては同根であるため、政党レベルではむしろ互いに対して自身を差別化するために、協調よりも対立することが多かった。また、親イスラーム政党の支持基盤のレベルでは、イスラームはそもそも人種や民族を越えた宗教であるとして、トルコ民族主義を批判する者も多い。アレヴィに対してはトルコ民族主義と同様に蔑視するが、クルド問題に対しては同じムスリムとして同情を寄せる向きもある。しかし、時勢に応じて両党の間を流動する右派の無党派層は内陸アナトリア以東の地域を中心に少なくないと考えられる。

東部アナトリアと南東アナトリア地域では、クルド人が多数を占め、宗教的にも保守的であるため、親イスラーム政党や親クルド政党の支持率が高い。ただし、10%の全国平均得票率が足切りとして適用される国政選挙では、全国平均で見れば少数派であるクルド・アイデンティティに訴えて議席を獲得することが難しいため、「1票を無駄にしないよう」親イスラーム政党に投票されることが多いとされている。一方、足切りが選挙区ごとに適用される地方選挙では、対照的に、親クルドの人民の民主党は非常に強い。従来、この地域では部族の紐帯が色濃く残るとされ、無所属議員や議員の党籍変更が比較的多い背景には、イデオロギー的傾向に関係なく政権党に所属したり、無所属として予測不可能な政局の中で自在に政権党と連繋することで部族の利益を守ろうとしていると説明されてきた。しかし、住民の都市流出や国軍の対クルド掃討にともなう人口移動により、状況は近年大幅に変化しており、今後、この地域の投票行動に著しい変化が見られる可能性もある。

最後に、大都市部では地域的特性だけでなく、大都市に特有の要因が影響する。例えば、政府機関や大学に勤務する体制エリートや大学生、経済人や富裕層が多いため、従来は世俗的な左右の中道勢力が多いと言われてきた。ただし、1990年代にはこれらの層でもイスラーム復興現象が見られており、都市部の政治勢力地図は変化している。都市下層民が居住するスクォッター地域では、1970年代以前は中道右派が地区有力者を抱き込んだ親分子分関係を通じて、70年代には中道左派が労働者運動と連繋して、新規流入者の住環境改善政策を訴えて支持を拡大したが、90年代には中道左派の社会民主人民主義党の汚職スキャンダルをきっかけとして、イスラーム的公正の実現とクリーンな政治を訴えた福祉党が支持を拡大した。

以上に加えて、有名政治家の選挙区であるかどうかや、時事的な要因も地域的特性に矛盾するような重要な影響を及ぼすことは言うまでもない。

(2) 国政選挙と地方選挙の違い

1970年代までは地方選挙は国政選挙に比べてそれほど注目されてこなかった。それは、地方行政の自治的権限が非常に小さかったからだと考えられる。また、政党の政策よりも党のイデオロギー的イメージや党首のカリスマ性や個性が集票の原動力だったため、国政選挙も地方選挙も選挙の仕方にさほど変化はなかった。

これに対して、1980年以降、大都市自治体制度の導入を中心とする地方自治体の権限の拡大と制度の整備により、地方選挙はにわかに脚光を浴びるようになった。地方選挙は、外交やより高度の内政問題を争点とする国政選挙とは全く異なる、日常の生活に密着した争点が争われる場となったのである。政治家にとっても、住民の生活に直結したサービスを行う地方自治体で政策策定・実効能力を発揮できることは、政治家としてのやり甲斐を充たすだけでなく、その能力を証明できれば、550議席分の1という目立たない国会議員とは比較にならない知名度と名声、人脈獲得を可能とし、一見回り道に見えながら、実は党内と国政での出世の早道となる可能性を秘めていた。実際、地方自治体の議員や首長を経て国会議員に「上がる」という出世コースが逆転し、国会議員が現職を辞してまでも大都市市長に立候補するというケースまで見られた¹³。

すでに1980年代には国政と地方選挙の双方でイデオロギー的なアピールは時代遅れとなりつつあったが、1990年代の地方選挙では、いかに日常生活の利便性の向上や問題解決ができるかを具体的に訴え、当選した場合にはそれに成功したことを住民に納得させることが、選挙戦を勝ち抜く鍵となった。1989年の地方選挙で主要都市を押さえた社会民主主義党が汚職により失墜したのに代わって1994年の地方選挙で台頭したのは福祉党だった。福祉党はゴミ収集や街路清掃、市街地周辺部の道路の舗装などの具体的な問題を環境問題や生活環境の向上といったスローガンのもとに効果的に訴えた。また、1989年地方選挙の頃から女性活動家を養成しつつ、都市部で街区レベルの緻密な草の根組織網を作り始めていたが、1994年の選挙の際には、この組織を動員して各地区の実状に即した宣伝活動を行い、支持の飛躍的拡大に成功した¹⁴。

投票率に関しては、1987年から1999年までの間に行われた選挙において、国政選挙は87年の93%を除けば、85%前後、地方選挙では90%前後である。この違いが選挙時の国民の政治的関心によるものなのか、あるいは国政と地方行政への関心の違いによるのかは定かでない。東部および南東アナトリア地方では、数年来の紛争のため、1999年選挙では約80%程度の投票率と、全国平均を下回っている。

(3) 1999年の国政および地方選挙

国政選挙

1999年4月18日に国政および地方選挙が同日に実施された。34の既存政党のうち21政党が選挙参加資格を認められ、20政党が実際に選挙に参加した。

選挙では、国政と地方の双方で、1980年代以降、低迷し続けていた民主左派党と民族主義行動党が大幅に票を伸ばし、国政では議会第一党と第二党にそれぞれ大躍進した(表1)。その最大の理由は当時の政治状況にあると考えられる。それは、選挙直前の2月に、非法のクルド分離主義組織であるクルド労働者党(PKK)のカリスマ的指導者オジャランが逮捕されたことによるトルコ民族主義の高揚である。オジャラン逮捕は、政権を担っていた民主左派党に圧倒的な追い風を送った。すでに中道左派とトルコ民族主義との隠れた親和性については説明したが、それに加えて、民主左派党の党首エジェヴィットは、1974年に国軍のキプロス派兵を決定した際の首相であり、トルコ語純化運動の中心的人物でもあることから分かるように、世俗主義的なトルコ民族主義的勢力の人気を得ていた。

その他、1997年以降の世俗主義体制擁護派による反イスラーム・キャンペーンによって標的とされていたイスラーム復興勢力のフェトフラーチュが民主左派党の支持に回ったとも言われている。フェトフラーチュは1990年代に急速に勢力を拡大してきたが、その過程で、民主主義制度や世俗体制とイスラームの融和を一貫して訴えながら体制を懐柔するよう務めてきた。この方針が奏功し、フェトフラーチュはエジェヴィットと良好な関係を築き、「穏健イスラーム」の代表勢力というイメージをある程度定着させた。ところが、福祉党が政権を握るまでにイスラーム復興勢力が台頭したことに脅威を感じた軍部を中心とする世俗主義勢力は、1997年に福祉党連立政権を崩壊に導いたのを皮切りに、福祉党解党、イマーム・ハティップ学校中等部廃止、イスラーム復興勢力の取り締まり強化など、次々に反イスラーム・キャンペーンを展開した。そうした中で、フェトフラーチュはエジェヴィットとの関係を良好に保ち、将来的にも庇護を求めるために民主左派党を支持したのだと考えられている。

民主左派党は、中道左派の無党派層のみならず、中道右派の体制派無党派層からも支持を得たと推察される。地域的には、アナトリアの西部全般で高い得票率をマークした。

祖国党は、中道右派の枠内で親イスラーム政策を展開し、タリーカとの関係を公にしてイスラーム復興勢力の支持を集めたカリスマ的指導者オザルを1993年に亡くして以降、次第に求心力を失っていた。国政選挙の結果は13%と祖国党始まって以来の低い得票率だった。正道党も福祉党との連立政権をめぐる党内の軋轢の結果、有力議員を失い、大きく支

持を減らした。

民族主義行動党の台頭の理由は既に述べてきたことから明らかである。ある新聞報道によれば、今回の選挙では、同党に対する若年層の支持が顕著であるという。その記事は、1970年代までの社会的混乱とその中での同党支持者の役割を直接知らない、1980年以後に生まれて今回初めて選挙権を行使する300余万の若者のうち、3分の1以上が民族主義行動党に投票したという専門家の分析を紹介している¹⁵。

民族主義行動党の得票率の上昇と、福祉党の後継政党である美德党の得票率低下の相関も併せて考える必要がある。内陸アナトリア地域の右派勢力において宗教保守とトルコ民族主義が渾然一体とした傾向が強いことは指摘したが、今回の選挙で民族主義行動党がこの地域を中心として勢力を拡大した理由として、右派の浮動票が美德党ではなく民族主義行動党に流れたためと推測できる¹⁶。旧福祉党支持者の間では、1996年夏から約1年間の政権実績に対する批判（世俗主義に変更を迫る改革を打ち出せなかった、政策立案実行能力への疑問など）に加えて、福祉党政権の崩壊から福祉党解党（1998年1月）まで、党の指導部が体制の弾圧に断固とした抵抗を行わなかったことに対する不満が募っていた。党の態度は以前にも何度か非合法化されてきた政党としての知恵とも言えるが、世俗主義体制との対立を長年唱えてきた党の支持者にとっては党に対する不信と不満を強める要因となった。さらに、美德党への移行過程で指導体制のあり方（幹部人事や綱領の方向性）をめぐる党内が混乱したことも党の指導性や実行力に対する不信感を増大させた。こうした党内の混乱は、選挙戦における動員力を弱めた¹⁷。そして1990年代に福祉党に投票してきた右派の無党派層が、トルコ民族主義の高揚の中で福祉党へのオルタナティブとして民族主義行動党に投票したのだと考えられる。

その他に特筆すべきは、共和人民党がついに国会の議席を失ったことである。社会民主人民主義党時代の汚職発覚の痛手から立ち直れないまま、左派の再編と新機軸の設定に成功できずに、1990年代に急速に失墜した結果だった。また、親クルドの人民の民主党は、東部地域では強さを見せ、南東部10県平均18.2%、東部14県平均15.5%と、美德党（それぞれ18.0%、19.9%）に並ぶ高得票率をマークしたが、全国平均得票率の足切りを克服できなかった¹⁸。

地方選挙

今回の地方選挙では、国政選挙同様に折からのトルコ民族主義の高揚があらゆるレベルの自治体選挙に最大の影響をもたらしたことは、地方選挙での民主左派党と民族主義行動

党の躍進に明白である（表2）。しかし、だからといって行政サービスの質の向上や行政能力といった地方選挙特有の争点が影響力を失ったわけではない。そのことは、1999年選挙は同日投票だったにも関わらず、国政と地方選挙の結果に一定の傾向の違いが出たことにも現れている。その傾向は地方議会では分かりにくいだが、地方自治体首長選での祖国党、正道党、美德党、共和人民党の健闘に現れている。地方自治体の選挙区数は前回から大幅に増加しているため、単純な比較はできないが、大まかな傾向を見て取ることは可能である。参考までに地方自治体首長の獲得数について前回選挙（1994年）と比べてみると、祖国党は前回の789に対して今回は780、正道党はそれぞれ895と737、美德党は327と488、共和人民党は63と369である。

また、10%の全国的平均得票率を獲得できない政党も、地方選挙では地域的な地盤を固めて議席や首長の座を獲得している。前述の共和人民党の他、人民の民主党が東部・南東部地域で強さを見せ、ディヤルバクル大都市市長をはじめとする地方自治体の首長を36自治体で獲得した。その他、大統一党（Büyük Birlik Partisi, 親イスラーム・トルコ民族主義、1993年に民族主義労働党より分派）、民主トルコ党（Demokrat Türkiye Partisi, 中道右派、1996年に正道党より分派）、平和党（Barış Partisi, 親アレヴィ、1990年代後半に設立）などが少数ながら自治体首長を獲得している。

表1 主要政党の得票率(%)

政党名\選挙実施年	1987年 国政	1989年 地方	1991年 国政	1994年 地方	1995年 国政	1999年 国政	1999年 地方
祖国党(83-)	36.3	21.8	24.0	21.0	19.7***	13.2	15.1
正道党(83-)	19.1	25.1	27.0	21.4	19.2	12.0	13.2
福祉党(84-98) /美德党(97-01)	7.2	9.8	16.9*	19.1	21.3	15.4	16.5
民族主義労働党(85-93) /民族主義行動党(93-)	2.9	4.1	*	8.0	8.2	18.0	17.2
民主左派党(85-)	8.5	9.0	10.8	8.8	14.6	22.2	18.7
社会民主人民主義党 (85-95)	24.8	28.7	20.8**	13.6	-	-	-
共和人民党(91-)	-	-	-	4.6	10.7	8.7	11.1
人民の労働党(90-93) /民主主義党(93-94)/人 民の民主党(95-)	-	-	**	-	4.2	4.7	3.5

地方選挙の得票率については、県議会議員選挙の得票率をもって代表させた。ここでは、1999年の国政選挙で国会に議席を得たか、地方選挙で大都市市長選で勝利した政党のみを取り上げたため、各項目の得票率の合計は100にはならない。ちなみに、無所属候補者の得票率の合計は毎回1%未満であり、数人が議員に選出されているが、1999年国政選挙では3人が無所属から選出された。

(注)*91年国政選挙で民族主義行動党は福祉党と改革民主党と選挙協力し、19議席獲得。

**91年国政選挙で人民の労働党は社会民主人民主義党と選挙協力し、約20議席を獲得。

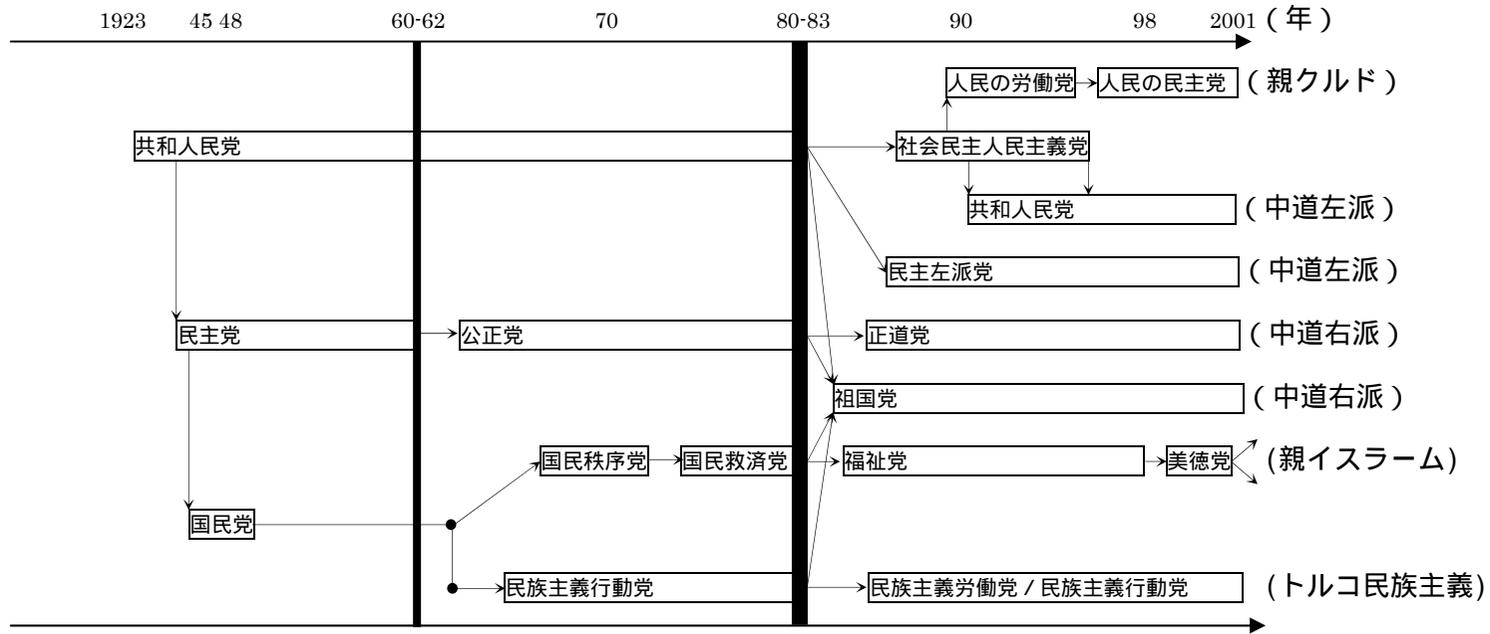
***95年国政選挙で祖国党は大統一党と選挙協力した。大統一党は7議席獲得。

(出所) Devlet İstatistik Enstitüsü, *Mahalli İdareler Seçimi Sonuçları 27.3.1994*, pp.2-3; Erol Tuncel, *Seçim 99 :Sayısal ve Siyasal Değerlendirme*, Ankara: Tesev Yayınları, 1999, p.26.から作成。本表の(注)については、William Hale, "Turkey's Domestic Political Landscape:A Glance at the Past and the Future," *The International Spectator* 34/1:27-46; 閻寧, 『トルコ、中東諸国における民主化と政党・政治組織の研究』、日本国際問題研究所、1997. を参照。

表2 1999年統一地方選挙結果

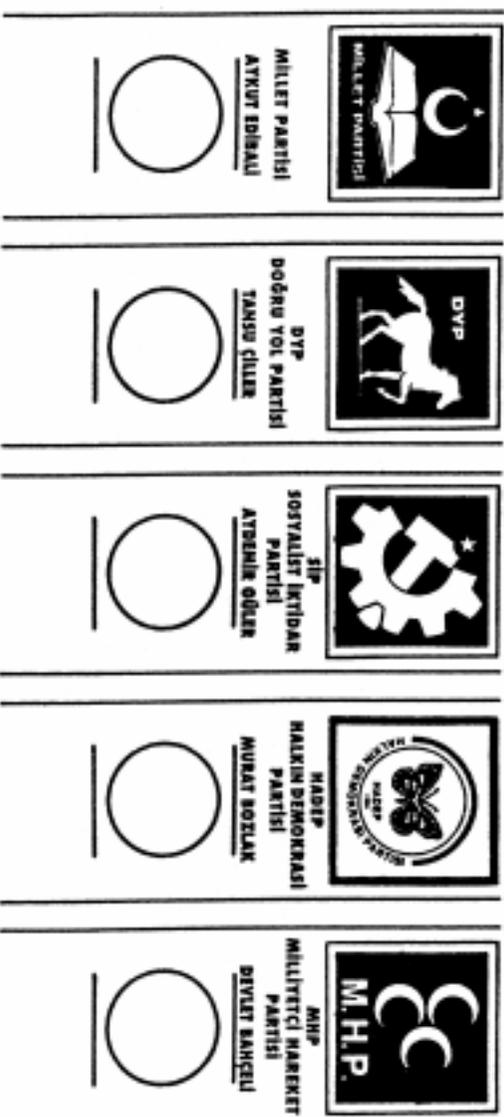
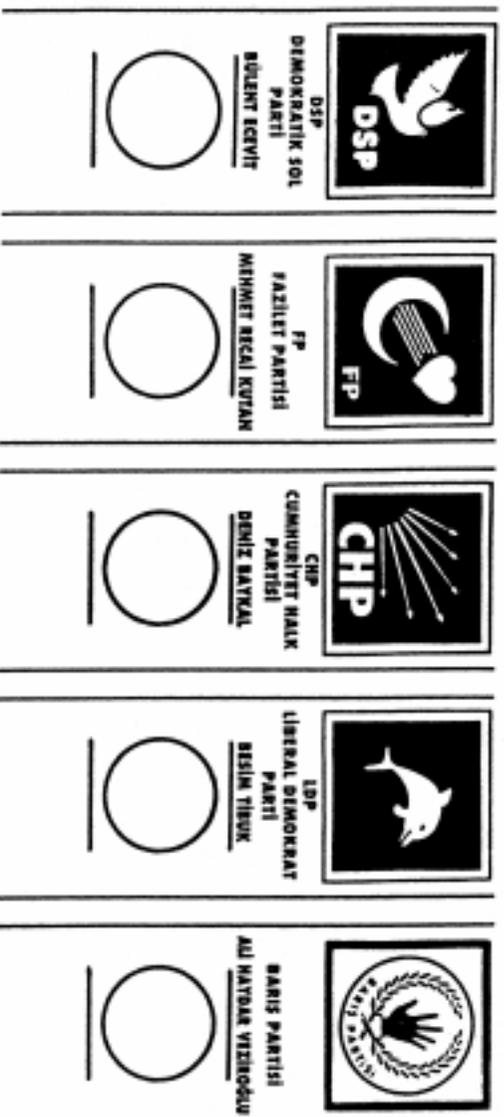
政党名\選挙の種類	県議会 (%)	区・市・町議会 (%)	区・市・町長		大都市市長	
			(%)	(人)	(%)	(人)
祖国党	15.1	17.1	17.4	778	16.9	2
正道党	13.2	12.5	12.8	737	7.4	0
美德党	16.5	18.2	18.4	484	23.4	4
民族主義行動党	17.2	15.7	15.2	499	10.4	1
民主左派党	18.7	16.2	15.2	184	19.3	4
共和人民党	11.1	13.3	13.8	366	16.5	3
人民の民主党	3.5	3.5	3.4	36	3.8	1

(出所) Erol Tuncel, *op.cit.*, pp.96-97.より作成。本表で取り上げた政党を選別した基準は表1に同じ。



1999年総選挙の結果、国会に議席を獲得した政党を中心に、そのイデオロギー的系譜が分かるように過去の政党を取捨選択して記載した。そのため、国会に議席を有したことがある政党や系図上に実際にはあるはずの政党でも、割愛されているものがある。美德党は2001年6月に解党判決を受けて、閉鎖され、その後継政党として至福党と公正と発展党の2党に分裂した。また、現在は非常に小さな支持しか獲得できていないが、イデオロギー的にはこの図に示されていない勢力としては、例えば、大統一党（親イスラーム・トルコ民族主義）、労働者党（共産主義）、平和党（親アレヴィ）がある。

図1 政党の系譜・イデオロギー的傾向



注

- 1 クーデター当日にラジオにより放送されたクーデター宣言文については、Abdullah Yıldız (ed.), *28 Şubat Belgeler*, İstanbul:Pınar Yayınları, 2000, pp.89-90.を参照。
- 2 軍部が議会にあてた書簡については、*Ibid.* p.91.を参照。
- 3 クーデター宣言文については、*Ibid.* pp.91-93.を参照。
- 4 1930年にまず地方選挙で、1934年には国政選挙で女性の参政権が認められた。
- 5 1987年までは21歳、1987年～1995年は20歳以上の男女に選挙権が与えられた。
- 6 投票は、各政党の紋章が印刷された欄のすぐ下に印を押す。(章末に投票用紙の一部を付録した。)無所属の候補者は自身の紋章を選挙用に届け出る。
- 7 議席数は、1987年以前は400、1987年の総選挙から450、1995年総選挙以降は現行数と推移している。
- 8 この項の執筆に際しては、各法律の他、Ruşen Keleş, *Yerinden Yönetim ve Siyaset* (Second ed.), İstanbul: Cem Yayınevi, 1994.を参照した。
- 9 美德党解党判決を報じた親イスラーム系日刊紙『新しい夜明け (Yeni Şafak)』の記事、“4. Parti de Kapatıldı,” <http://www.yenisafak.com.tr/arsive/2001/haziran/23/p10.html>. (last visted February 10, 2002) を参照。
- 10 アレヴィとはシーア派の流れを汲むムスリム・マイノリティで、言語的にはトルコ語とクルド系諸語を話すグループに分かれている。アレヴィ・アイデンティティの錯綜した現状に関しては、粕谷元、「分化する「クルド・アレヴィー」アイデンティティ」、『現代の中東』、アジア経済研究所、No.28、2000年を参照。アレヴィ・アイデンティティを定式化しようとする文化運動自体が1990年以降の現象である。それを受けて親アレヴィ政党が誕生したのはさらに最近のことであり、親アレヴィ政党は今のところ小さな勢力である。現在のところ、親アレヴィ政党は、スンナ派ムスリムが多数の社会でアレヴィに対する差別や圧力を是正させ、アレヴィの宗教文化を発展させることを目指している。Marvine Howe, *Turkey Today: A Nation Divided Over Islam's Revival*, 1999, Colorad & Oxford: Westview Press, pp.44-46.
- 11 トルコ民俗主義内の世俗主義勢力と公定のトルコ国民概念の近似性については、Ayşe N.Ça►lar, “The Greywolves as Mataphor,” A.Finkel & N.Sirman(eds.), *Turkish State*, Turkish Society, London & N.Y.:Routledge, 1990.を参照。
- 12 アレヴィの政治的態度と投票行動の変遷に関しては、Harald Schüler, “Secularism

and Ethnicity: Alevi and Social Democrats in Search of an Alliance,” S. Yerasimos, G. Seufert & K. Vorhoff (eds.), *Civil Society in the Grip of Nationalism*, İstanbul: Orient-Institut, 2000. を参照。

13 例えば、1989年地方選挙で社会民主人民主義党国会議員からアンカラ大都市市長に転身したカラヤルチュン (Murat Karayalçın) や、カラヤルチュン後に同市政を担ったギョクチェキ (Melih Gölçek、祖国党から福祉党に移籍) が有名である。

14 澤江史子、「新たなるビジョンの探求 トルコの「イスラーム政党」の変遷」、『現代の中東』、アジア経済研究所、No.29、2000年、13-15頁。

15 Ercüment İşleyen, “Yeni Seçmenin Yarısı MHP’ye Oy Attı,” <http://www.milliyet.com.tr/1999/04/21/siyaset/siy03.html> (last visited December 30, 2000).

16 トルコのイスラーム復興運動と福祉党や美德党を取材してきたジャーナリストのチャクル (Ruşen Çakır) も、新聞のインタビュー記事の中で、同様の観点から選挙を分析している。Yalçın Çetinkaya, “Refah ve Fazilet Sistemin Karşısında Değil,” <http://www.yenisafak.com.tr/arsiv/1999/mayis/09/indx.html>. (last visited April 8, 2000)

17 党幹部の権力争いは、地方組織での人事にも及び、草の根的な動員網で得票率拡大に貢献してきた党の地方組織の活動にも影響を及ぼした。地道で恒常的な活動を通じて動員活動家を束ねてきた有力な地方幹部が突然解任されたというケースが複数発生し、動員組織網の運営や再確立をめぐる不安や不満が党支持者の中からも聞かれた。

また、国民救済党時代からの支持者であるという美德党議員の顧問 (当時) の男性は、選挙期間中の筆者のインタビューに対し、かつては1人の支持者が最低でも4、5人 (両親、兄弟、配偶者など) の票を押さえた上で、さらに友人などにも積極的に働きかける個人的な動員活動が熱心に行われていたが、今回はその動員力は発揮されていないと指摘した。彼自身も、両親、妻にさえ、国政を除いて美德党を勧めることをせず、母親と妻は他政党への投票をほのめかしている語ったが、実際の投票行動は不明である。

18 本項の選挙結果のデータは、表1の (出所) に記載の文献に依拠した。

付録 主要政党のプロフィール

現在、トルコの政党の多くはインターネット上に公式サイトを持っており、情報量にはあるものの英語サイトを運営しているところも少なくなく、比較的情報は集めやすい。以下に、1999年選挙で国会に議席を獲得した政党を中心に基本情報をまとめておく。

民主左派党 (Demokratik Sol Parti)

1985年11月設立の中道左派政党。党首はビュレント・エジェヴィット (Bülent Ecevit)。建国以来、アタテュルクの指導の下で共和国体制を築いてきた共和人民党の流れを汲み、体制の基本原則である世俗化・西欧化による近代化を目指す。また、共和国体制の護持を主張する点や、エジェヴィットがトルコ民族の伝統・文化の純化と発展を目指しつつ「トルコ国民国家」の発展を唱える文化運動の中心的人物であることから、トルコ民族主義と通底するイデオロギー的傾向がある。1965年に、当時の共和人民党が左翼の労働運動や学生運動の高揚に対応して、従来の体制派の幹部政党から労働者階級に支持基盤を求める「中道左派」に路線変更を宣言した。ただし、「中道左派」は共産主義や社会主義とは一線を画し、共和国体制の遵守を掲げた。それ以後、体制派エリートおよび地方の名望家という旧来の支持基盤に加えて、都市の低所得階層の支持を獲得し、1970年代には、3度、連立政権を率いた。

エジェヴィットは1972年に共和人民党の党首に就任し、1980年のクーデターで政治活動を禁じられたため、妻のラフシャン・エジェヴィットが民主左派党を結成したが、1987年に禁を解かれ、党首に就任した。共和人民党の後継を主張する社会民主主義党 (Sosyal Demokrat Halkçı Parti) との競合や、冷戦後の左翼運動の衰退の結果、低迷し続けてきた。1997年6月に、軍部が先頭に立って福祉党・正道党連立政権を崩壊に追い込むと、祖国党を首班とする連立政権に民主トルコ党とともに参加した。1998年に祖国党の閣僚が汚職で糾弾されたことをきっかけとして政局が混乱すると、代替政権の組閣が難航する中で、民主左派党が単独で少数党内閣を組閣した。長年ゲリラ活動を行ってきたクルド労働者党の党首が逮捕され、トルコ民族主義の感情が国内に蔓延していた1999年選挙で大躍進を果たし、議会第一党として2002年2月現在まで民族主義行動党、祖国党とともに連立政権を率いている。

エジェヴィットは質素な生活や服装と潔癖を通し、太った体に高価なスーツを着込んで親分的なイメージを売り物にする他の政治家の間であって、清貧・清廉のイメージで人気

を得ている。

民族主義行動党 (Milliyetçi Hareket Partisi)

1993年に、民族主義労働党 (Milliyetçi Çalışma Partisi) から改称されたトルコ民族主義政党。党首はデヴレット・バフチェリ (Devlet Bahçeli)。1980年9月の軍事クーデターにより政党は全て非合法化されたが、1983年に政党活動が解禁された際に、それ以前に存在した政党名を使用することが禁じられていた。党名の改称は、その法律が1992年に撤廃されたことに伴って行われた。

民族主義労働党は1985年に旧民族主義行動党の後継政党として、当時政治活動を禁じられていたアルパルスラン・テュルケシュ (Alparslan Türkeş) の隠然たる指導のもとで設立された。1960年クーデターの首謀者でもあった退役陸軍大佐のテュルケシュは、軍政内部の抗争の結果、国外左遷に遭ったが、帰国・退役後に1965年に共和主義農民国民党 (Cumhuriyetçi Köylü Millet Partisi) 党首に就任し、1969年に党名を民族主義行動党と改称した。ナチスの影響を受けたトルコ民族の「人種的優位」思想や国家社会主義、中央アジアまでを射程に入れた汎トルコ主義を支柱とする極右のトルコ民族主義思想に立脚する。また、こうした思想を「理想」(ülkü) と奉じる勢力が、「トルコ人の炉辺」(Türk Ocağı) や「理想の炉辺」(Ülkü Ocağı) といった文化団体を各地に設立して国民への浸透を図った。こうした団体は正式に党の組織に組み込まれている訳ではないが、党のシンパ養成の役割を担ってきた。

党は、1960年代から70年代には反共の攻撃部隊と化した極右の学生・労働者組織と連動し、政治社会の混乱を引き起こした。党の支持層にはこの時期の反共右翼運動から分岐した世俗的民族主義とイスラーム的な民族主義という二つの勢力を抱えているが、政策レベルでは体制護持が優先されるためか、宗教的な観点から世俗主義勢力を刺激することはほとんどない。

支持基盤は都市の中下層の他、中小の商工業者である。クルド地域である南東部や東部への最前線であり、アレヴィ集落が多くあるアナトリア中央部で得票率が高い。1980年代以降は、トルコ民族主義勢力が文化省や国民教育省を始めとする官僚機構に浸透をはかり、文化・教育政策に重要な影響を与えたと言われている。しかし、こうした文化・教育政策は、政権を握っていた祖国党の政策の一環として実施され、他方でイデオロギー政治の時代が過ぎ去る中で、党の支持率は1999年選挙まで低迷していた。

テュルケシュは、支持者の間では、イスラーム化以前のトルコ族が中央アジアから破竹

の勢いで勢力を広げていた頃の豪壮なイメージを彷彿とさせる「首領」(başbuğ)という愛称で親しまれた。現在の政党では、テュルクシュは、1987年から死去するまで(1997年)党首を務めた。

美德党 (Fazilet Partisi)

1997年12月設立の親イスラーム政党。党首はレジャイ・クタン (Recai Kutan)。

1970年にネジメッティン・エルバカン (Necmettin Erbakan) を党首として設立された国民秩序党に始まり、クーデターや憲法裁判所の判決による解党と後継政党の設立を繰り返してきた親イスラーム政党の末裔。ナクシュバンディ系の教団の後押しを受けて設立され、内陸アナトリアを中心とした反体制イスラーム復興勢力を糾合した。トルコでの世俗主義国家樹立とその後の世俗化・欧化政策を批判し、イスラーム的な規範に依拠した体制や政策を通じて社会的公正と経済発展を両立できると説く綱領「ムスリム国民の視座」(Milli Görüş) を掲げた。イスラーム復興勢力を支持基盤とするが、党の政策のレベルではイスラーム国家の内容を具体的に示して政策立案をするというよりは、より現実的に、宗教活動の自由化、宗教教育の拡充、中小企業の振興による地域的経済格差の是正を訴えた。国民秩序党以来、宗教保守的な中小の商工業者を支持基盤としてきたが、1990年代には都市部で女性支持者をも巻き込んだ動員組織網を築き、都市貧困層の支持を拡大した結果、1995年総選挙では議会第一党となった。1996年7月にはエルバカンを首相とする連立政権が正道党とともに樹立されたが、軍部を中心とする体制派勢力の圧力に屈し、翌年の6月に連立政権は崩壊した。福祉党は世俗主義に反しているとして1998年2月に解党され、エルバカンは政治活動を禁じられたが、事前に設立されていた美德党にほとんどの議員が移籍し、エルバカンの意向を受けたクタンが党首となった。

エルバカンはドイツで機械工学の博士号を取った大学教授だったことにちなみ、「先生」(Hoca) という愛称で親しまれた。政治活動を禁じられていた時期にも党に君臨してきたが、福祉党の解散とともに政治活動を禁じられて以降は、党幹部の世代交代や時代に対応した新しい思想や政策方針の必要性を主張する党内勢力の批判に合い、影響力を失いつつある。そのことは、2001年6月に美德党も解散判決を受けた後、クタンを党首とする至福党 (Saadet Partisi) と、次代のリーダーと目され大衆的人気を誇るタイプ・エルドアン (Tayyip Erdoğan) を党首とする公正と発展党 (Adalet ve Kalkınma Partisi) に分裂したことに表われている。

祖国党 (Anavatan Partisi)

1983年設立の中道右派政党。党首はメスット・ユルマズ (Mesut Yılmaz)。

1983年の民政移管後に、1970年代の4つの政治勢力(中道右派、親イスラーム、トルコ民族主義、中道左派)を糾合し、トゥルグット・オザル (Turgut Özal) を党首として設立された。オザルは国家計画庁長官を務めた後に国際通貨基金勤務を通じてアメリカの政財界に人脈を築いた親米派の経済官僚だったが、一方で、ナクシュベンディ教団の門徒としても知られていた。こうしたプロフィールは、1983年から1991年までの祖国党政権の政策に如実に反映された。オザルは国際政治経済的な観点からトルコの取るべき戦略を考え、政治、社会、経済、貿易のあらゆる領域で自由化を進め、ヨーロッパ、中東を中心とするイスラーム世界、環黒海地域、中央アジアのトルコ系諸国といった地域設定を行って新しい政治経済関係を開拓しようとした。また、イスラーム銀行の設立といったイスラーム的政策や、ムスリムとしてのトルコ国民意識の醸成を目指す文化・教育政策も行った。自由化政策は物質的な豊かさや自由な雰囲気をもたらしたが、消費主義の蔓延や所得格差の拡大に対する批判を招き、祖国党政権の終焉をも導いた。オザルの大統領就任(1989年)後、党首にはユルドゥルム・アクブルト (Yıldırım Akbulut) が選ばれたが、体制を確立できないままユルマズに党首の座を奪われた。オザルの死(1993年)により、ユルマズは党内権力を掌握したが、世俗的な経済自由主義者であったため、党内の親イスラーム勢力が次々に党を去り、党はオザルを支持していたイスラーム復興勢力の支持を失った。1995年選挙以降、議会第一党の福祉党と体制との軋轢が高まる中で連立政権を2度立ち上げたが、いずれも短命に終わった。1999年選挙後は民主左派党首班の連立政権に参加している。

正道党 (Doğru Yol Partisi)

1983年設立の中道右派政党。党首はタンス・チッレル (Tansu Çiller)。

1945年の複数政党制導入の際に、共和人民党内の経済自由化論者が分派して設立した民主党 (Demokrat Parti) とその後断の公正党 (Adalet Partisi) の流れを汲む、トルコの伝統的な中道右派の継承政党である。民主党以来、国家が主要な民間企業を保護・育成しつつ民間セクター主導で発展を目指した他、大規模農業開発を中心とした農村部の発展やイスラームへの寛容を基調としてきた。公共セクター重視で世俗主義政策を断行してきた共和人民党への対抗政党として、経済界、農村部の地主層、反体制でない宗教保守層の支持を得てきた。1964年以降、1993年の大統領就任により党籍を離れるまで、1980年クーデターによる政治活動禁止の期間を除いて、党首として一連の党を牽引したのはスレイマン・

デミレル (Süleyman Demirel) である。彼は、若き日には大規模ダム開発で名を挙げ「ダム王」と呼ばれていたが、農村の貧農の出にも関わらず出世し、7度も首相を務めるといふ政治的存在感と御国訛りの残る親しみやすい演説で大衆的な人気を博し、後年は「お父さん」(baba)の愛称で呼ばれた。

チレルは、デミレルに代わって党首に就任した当時はアメリカ帰りのエリート・女性経済学教授のふれ込みで、最新の経済的知見を活用した政策と経済発展が期待された。しかし、経済は乱高下を続け、チレルの親族を含めた汚職疑惑が次々に出てくる中で、1996年に福祉党と連立政権を組んだことを批判して影響力のある議員たちが離党し、求心力を失ってきた。

共和人民党 (Cumhuriyet Halk Partisi)

1991年設立の中道左派政党。党首はデニズ・バイカル (Deniz Baykal)。

左翼勢力の低迷に対する一つの打開策として、中道左派宣言 (1965年) 以前の共和人民党の精神を再生することを主張したバイカル率いる派閥が、社会民主人民主義党 (1985年設立) を辞して設立した。1995年には逆に社会民主人民主義党を統合したが、カリスマ性に欠け、時代の変化に対応した新機軸が打ち出せない指導層の下で低迷し、1999年選挙ではついに国会の議席を失った。

人民の民主党 (Halkın Demokrasi Partisi)

1995年設立の親クルド政党。党首はムラト・ボズラク (Murat Bozlak)。

1990年に社会民主人民主義党から分派したグループが、人民の労働党 (Halkın Emek Partisi) を結成したが、非合法化されて民主主義党 (Demokrasi Partisi) を結成したものの再び非合法化された際に、その後継として結成された。トルコ語とトルコ民族の歴史・文化を国民概念の中核に据える共和国の政策を批判し、体制内での非暴力的な活動を通じてクルド語による教育や出版・放送、文化活動の自由化を目指す。反体制武装闘争を展開してきた非合法のクルド労働者党とは組織的に一線を画しているが、国軍によるクルド・ゲリラ掃討作戦に対する批判がクルド分離主義やクルド労働者党を擁護するものとみなされて、非常に厳しい体制の監視下にある。クルド地域である東部や南東アナトリア地域と、都市への移民が集住する一部の都市周辺地区に特化した支持基盤を持つため、現行の選挙制度下では選挙協力無くして国会に議席を獲得することは極めて困難であるが、地方選挙ではそうした地域の首長や地方議会議員を輩出している。

クルド労働者党（PKK: Partîya Karkerên Kurdîstan）

1978年結成の非合法クルド分離独立主義政党。リーダーは、結成以来、アブドゥッラー・オジャラン（Abdullah Ocalan）。

1970年代前半に非合法の共産主義勢力の中から、クルド地域の解放と革命を掲げるグループとして登場し、党が結成された当初も国境により分断されたクルド地域の統合・独立を目指した。より自由な活動の地を求めて、レバノンやシリアにゲリラ訓練基地を設け、1984年にトルコ国家に対する武装闘争開始を宣言した。1990年代には東部および南東部山岳地帯に対する国軍による陸と空からの攻撃が本格化し、両者の衝突は非戦闘員を巻き込んだ大規模な戦闘に発展した。1992年にはイラク・イラン・シリア・トルコに分断された4つのクルド地域をそれぞれ代表する場として、欧州に設立されたクルディスタン国民議会にも参加し、定住難民が多く住む欧州各国議会に対するロビー活動やトルコの在外公館に対するデモやテロ活動を通じて国際的なアピールに成功した。1993年には一方的に停戦を宣言したが、武力衝突は収まらず、1990年代末には国軍が南東部山岳地域に対する大規模かつ集中的な掃討作戦を展開した結果、党のゲリラ部隊は壊滅的な打撃を受けた。1999年2月にオジャランが逮捕され、その後、PKKは目立った活動を見せていない。